２０１５年4月１７日

国会議員　各位

大阪府歯科保険医協会

緊急要請

審議は始まったばかりです。拙速な採決は許されません

「医療保険制度改革関連法案」は
徹底した審議と廃案を求めます

貴職におかれましては、日夜国政の重責を果たされていますことに心より敬意を表します。

私ども大阪府歯科保険医協会は、大阪府の歯科保険医３９９０人で構成し、患者・国民の命と健康、国民皆保険制度を守るために活動しています。

今国会で「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」（以下、医療保険制度改革関連法案）の審議が始まりました。

同法案は、

（１）「入院時食事療養費の自己負担を一食260円から460円に引き上げ」など経済的困難を抱えながら病気とたたかっている患者さんをさらに追い込む負担増計画

（２）安全性、有効性が未確立な医療を「患者の自己責任」の名で広げる「患者申出療養」

（３）都道府県に公的医療費削減の役割を担わせる「国保の都道府県単位化」

など、安心して医療を受ける権利を奪う内容が多岐にわたり含まれています。

４月14日の本会議での質疑では、入院時食事療養の自己負担増の問題だけでも「国民に丁寧に説明していく必要がある」「難病に指定されていない疾患で長期入院を必要とする患者に配慮が必要」「まず患者に負担を求める姿勢はいかがなものか」「重い負担のために医療にアクセスできない人を増やす」との指摘がありました。他の問題も多様な論点が提示されています。

それにも関わらず、本法案をはやくて来週にも衆議院厚生労働委員会で採決する動きがあると聞いています。これだけ国民生活に重大な影響を与え、しかも多岐にわたる内容を一括して提案し、拙速に成立させることは絶対に許されません。

以上のことから、私たちは、以下の事項を強く要請いたします。

記

一、「医療保険制度改革関連法案」は、徹底した審議と廃案を求めます

以上